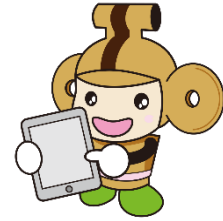


# 本庄市就学援助制度 電子申請の手引



## 申請の流れ

①「本庄市就学援助制度」の手続き申込画面を立ち上げる。

以下のQRコード、またはURLを読み取り、本庄市就学援助制度電子申請システムに入ってください。

【QRコード】



【URL】

[https://apply.e-tumo.jp/city-honjo-saitama-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=116952](https://apply.e-tumo.jp/city-honjo-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=116952)

② 「利用者登録される方はこちら」をクリックし、利用者登録に同意の上、必要事項を入力する。※登録済の方はログインして手続きへ進んでください

利用者ログイン	
手続き名	(テスト) 就学援助
受付時期	2026年3月10日0時00分～

この手続きは利用者登録せずに、利用することはできません。  
利用者登録した後、申込みをしてください。

[利用者登録される方はこちら](#)



利用者ID入力	
利用者区分を選択してください <b>必須</b>	
<input checked="" type="radio"/> 個人	
<input type="radio"/> 法人	
<input type="radio"/> 代理人	
利用者ID (メールアドレス) を入力してください <b>必須</b>	
<input type="text"/>	
利用者ID (確認用) を入力してください <b>必須</b>	
<input type="text"/>	
<input type="button" value="登録する &gt;"/>	

※入力したメールアドレスはそのまま利用者 ID となります。必ず連絡が取れるメールアドレスを入力してください。  
登録後、入力したメールアドレス宛に「確認メール」が届きます。  
「denshi-shinsei@e-tumo-mail.bizplat.asp.lgwan.jp」からのメール受信が可能な設定に変更してください。

- ③入力したメールアドレス宛に「登録アドレス確認メール」が届くので、記載された URL にアクセスし、残りの利用者情報を入力する。

利用者登録

登録された個人情報、本電子申込に係る事務以外には利用致しません。

利用者区分

個人

利用者ID

honjo@honjo.lg.jp

パスワードを入力してください **必須**

パスワードは6～20文字、1種類以上の文字で入力してください。  
使用可能文字は、英大文字、英小文字、数字です。

※入力項目はこの後も続きます。画面の指示に従って入力をしてください。

※本システムの「利用者」は「申請者（口座名義人）」となります。お子様ではありませんので、入力時にご注意ください。

④入力した内容を確認の上、「登録する」をクリックする。

利用者管理

**利用者登録確認**

以下の内容で登録してよろしいですか？

利用者区分	個人
利用者ID	honjo@honjo.lg.jp
氏名（フリガナ）	ホンジョウ イチロウ
氏名	本庄 一郎
性別	男性
郵便番号	3678501
住所	埼玉県本庄市本庄3-5-3
電話番号1	0495-25-1149
電話番号2	
メールアドレス1	honjo@honjo.lg.jp
メールアドレス2	
利用可能団体	全団体を利用可

⑤利用者登録完了画面を確認後、「**手続き申込へ**」をクリックし、利用者 ID・パスワードを入力してログイン後、申請手続きに進む。



※利用者 ID・パスワードはそれぞれ  
利用者登録時に使用したメールアドレス・  
パスワードとなります。

⑥ 「手続き説明」・「利用規約」を確認し、「同意する」をクリックする。

手続き説明	
手続き名	(テキスト) 就学援助 <span style="float: right;">お気に入り登録</span>
説明	<p><b>1. 就学援助制度について</b> 経済的な理由によりお子さんの就学が困難なご家庭に対して、小・中学校で必要な費用の一部を補助する制度です。</p> <p><b>2. 補助を受けられる方</b> 本庁管内の小・中学校に在籍している児童生徒の保護者で、次のいずれかに該当し、教育委員会が補助を必要と認める方。 (1) 生活保護を受けている家庭 (2) 生活保護を受けていないが、これに準ずる程度に困難している家庭 ○生活保護が中止又は廃止となった ○児童扶養手当を受給している ○その他、経済的に困難である</p> <p><b>3. 補助の対象となる費用</b> 学用品費・通学用品費、新入学児童生徒学用品費、校外活動費（宿泊を伴うもの）、修学旅行費、学校給食費、庶務費 ※詳細は本ホームページをご覧ください。 <a href="https://www.city.horjo.lg.jp/kosodate_kyoiku/kyoiku/shugakuseijo_shogakukimado/1377134208168.html">https://www.city.horjo.lg.jp/kosodate_kyoiku/kyoiku/shugakuseijo_shogakukimado/1377134208168.html</a></p> <p><b>4. 申請時の注意</b> ○以下の場合は添付資料が必要となります。 (1) 令和8年1月2日以降に転入した場合 所得課税証明書（令和8年度分、総所得額の記載があるもの） ※世帯員（同居者を含む）のうち、令和8年1月2日以降に本庁管内に転入した成年者及び働いている未成年者の証明書が必要です。 (2) 借家の場合 借家の契約書（家賃・契約者・契約期間が分かる部分）の写し ※更新している場合は最新の情報が分かるものを提出してください。 ○就学援助の認定審査にあたっては、世帯全（同居者を含む）の合計所得が重要な認定資料となりますので、税（所得税または住民税）の申告については所得の有無に関係なく毎年定められた期間内に必ず済ませてください。（給与所得のみの方は除く。） ○同居人と生計を同一にしていない場合や、居所と住所が異なる場合は別途申告が必要です。 ○就学援助は8月までの認定となります。7月以降も援助が必要な場合は改めて申請が必要です。 ○登録していただいた連絡先に、後日、申請内容について確認の連絡をさせていただく場合がございますのでお知らせください。 ○申請者の変更・住所への転出など、申請内容に変更が生じた場合は必ず問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。</p>
受付時間	2026年3月10日09時00分～
問い合わせ先	本庁も教育委員会 学校教育課 学事係
電話番号	0495251140
FAX番号	0495251193
メールアドレス	

<利用規約>

増本町電子自治体共同運営システム（電子申請サービス）利用規約

1. 目的

この規約は、増本町電子自治体共同運営システム（電子申請サービス）（以下「本システム」といいます。）を利用して増本町及び増本町内の自治体（以下「構成自治体」といいます。）に対し、インターネットを通じて申請・届出及び届出・イベント申込みを行う場合の手続きについて必要な事項を定めるものです。

2. 利用規約の同意

本システムを利用して申請・届出等を行うためには、この規約に同意していただくことが必要です。このことを前提に、構成自治体は本システムのサービスを提供します。本システムをご利用の際は、この規約に同意されたものとみなします。併らこの同意によりこの規約に同意することができない場合は、本システムをご利用いただくことができません。なお、変更の点についても、この規約に従

「同意する」ボタンをクリックすることにより、この説明に同意したとみなされます。

上記をご確認いただけましたら、同意して送ってください。

< 一覧へ戻る 同意する >

⑦申請に必要な情報を入力する。

申請者氏名を入力してください。 **必須**

氏：  名：

申請者氏名（フリガナ）を入力してください。 **必須**

氏  名

郵便番号を入力してください。 **必須**

郵便番号

住所を入力してください。 **必須**

住所

電話番号を入力してください。 **必須**

電話番号

自治会を入力してください。

分かる場合のみ入力してください。

※入力項目はこの後も続きます。指示のとおりに入力を進めてください。

※全ての項目を入力しないと先に進めません。入力漏れが無いか確認をしてください。

また、注意書きをよく見て、間違いのないように入力をしてください。

※「申請者（保護者）氏名」「郵便番号」「住所」「口座名義人（カタカナ）」「メールアドレス」は、利用者登録時の情報が自動入力されます。入力内容に誤りが無いか、確認をしてください。

⑧申請に必要なデータを全て入力し、「**確認へ進む**」をクリックする。

### 所得課税証明書

世帯員（同居者を含む）のうち、令和8年1月2日以降に本庄市に転入した成年者及び働いている未成年者がいる場合は、令和8年度所得課税証明書を前住所地の市町村で取得し、添付してください。

ファイルの選択 ファイルが選択されていません

削除

### 生計を一にしていない申立 を選択してください。

生計を一にしていない同居人・世帯員等がある場合は入力してください。

- 申請書に記入した者以外に、当該児童生徒と生計を一にしている者がいる場合は、就学援助の認定が取り消しとなることに同意します。また、取消日以降に支給された就学援助費を返還することに同意します。

### 監護・生計同一申立 を選択してください。

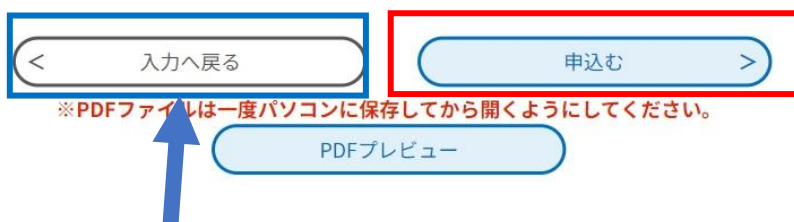
当該児童生徒と別居しているが、生計を一にしている場合は入力してください。

- 当該児童生徒と別居していますが、監護し、生計を同一にしていることを申立てます。（別居の理由及び送金の状況、交流の状況について記入してください。）

確認へ進む >

⑨申請内容を確認し、内容に誤り等が無ければ「**申込む**」をクリックする。

支店名	東京営業部
種目	普通
口座番号	1234567
口座名義人氏名(カナ)	ホンジョウウイチロウ
口座名義人氏名(漢字)	本庄一郎
同意書	同意する
委任状	委任する
借家の契約書の写し	タイトルなし.jpg
所得課税証明書	
生計を一にしていない申立	
監護・生計同一申立	



修正を行いたい場合は、「**入力に戻る**」をクリックすると、⑦・⑧の画面に戻ることができます。

## ⑩ 申請完了！！

### 申込完了

本庄市就学援助申請を承りました。

※申請内容について、後日ご連絡させていただく場合がございます。

あらかじめご承知おきください。

### 申込みが完了しました。

下記の整理番号とパスワードを記載したメールを送信しました。

メールアドレスが誤っていたり、フィルタ等を設定されている場合、  
メールが届かない可能性があります。

整理番号	262 [REDACTED]
パスワード	t6 [REDACTED]

整理番号とパスワードは、今後申込状況を確認する際に必要となる大切な番号です。

特にパスワードは他人に知られないように保管してください。

なお、内容に不備がある場合は別途メール、または、お電話にてご連絡を差し上げる事があります。

< 一覧へ戻る

※PDFファイルは一度パソコンに保存してから開くようにしてください。

PDFファイルを出力する

※利用登録時に入力したメールアドレス宛に、「申込み完了メール」が届きます。

※整理番号・パスワードについては、申込み状況を確認する際や、申込内容の修正を行う際に必要となりますので、必ず控えておくようにしてください。

※内容の確認及び不備があった際は、メールまたはお電話にてご連絡を差し上げますのでご承知おきください。